

# 土壌・地下水浄化対策工事（その12）

## 平成20年度の浄化対策工事進捗状況の報告



（平成20年5月撮影）

社宅跡地の緑化整備状況

三菱マテリアル株式会社

## 1. 経緯

平成12年1月より敷地内全域において土壌・地下水環境調査を開始した結果、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出され、その後の継続調査において基準値を超えた六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、現在、これに基づき、敷地内において浄化対策工事を順次実施中であり、今後も、本計画に従って浄化対策工事を実施することとしていますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 昨年度までの対策工事

### 浄化対策工事

- ・平成13年 1月～ 汚染拡散防止対策（遮水壁の設置、地下水揚水等）
- ・平成16年 2月～ グラウンド原位置浄化（第1ブロック）
- ・平成17年12月～ 掘削汚染土の場外搬出（平成20年4月末累計：約5万m<sup>3</sup>）
- ・平成18年 8月～ S-3地区浄化対策工事（同19年3月完了）
- ・平成18年 7月～ 新排水処理施設建設工事（同19年3月完成、運転開始）
- ・平成19年 5月～ N-4地区浄化対策工事（実施中）
- ・平成19年 6月～ N-2(N)地区浄化対策工事（実施中）
- ・平成20年 1月～ N-2(S)地区浄化対策工事（実施中）
- ・平成20年 1月～ S-1、2(S)地区浄化対策工事（実施中）
- ・平成20年 3月～ N-3(W)地区浄化対策工事（実施中）

### 浄化対策に関連した工事 ～ 社宅跡地の積置き土壌移動、新設迂回路及び緑化

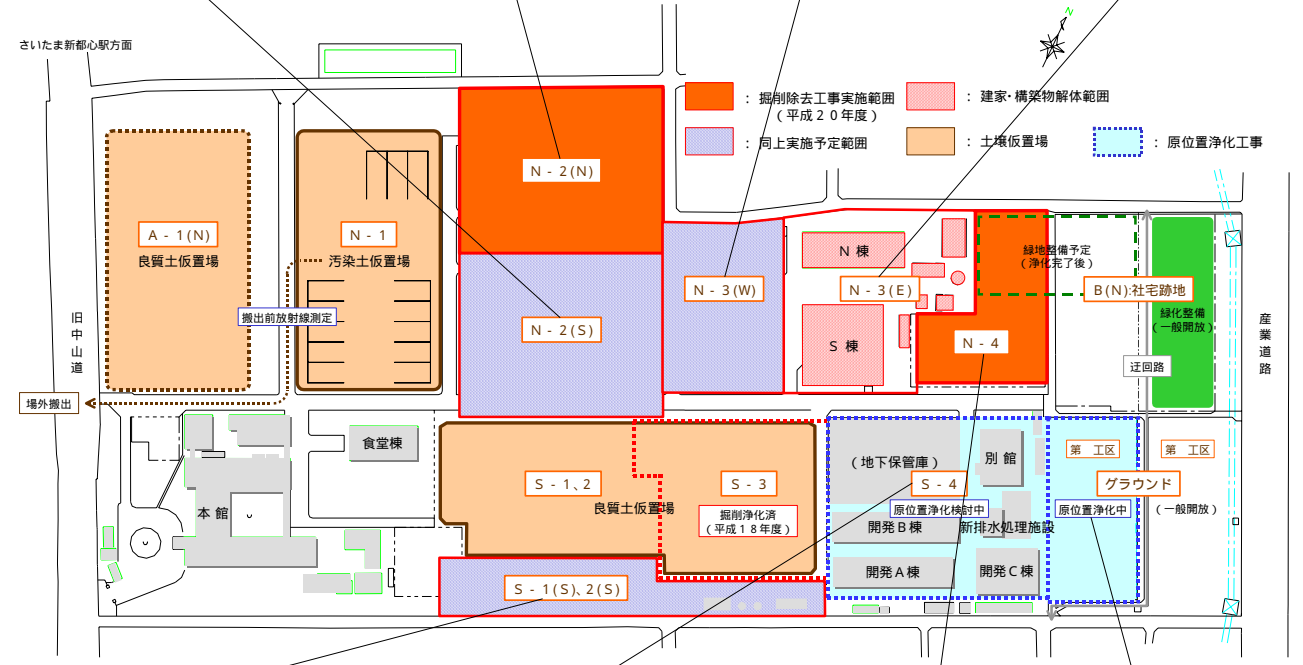
- ・積置き土壌の移動完了（平成20年1月）
- ・迂回路の新設及び開放（平成21年度までは利用可能）
- ・緑地の新設及び開放（平成20年2月）

なお、B(N)地区西側、N-4地区北側の緑化については、浄化工事完了後に実施予定です。

## 3. 今年度の浄化対策工事及び進捗状況（右上図ご参照）

- ・N-2(N)地区 掘削除去工事实施中（平成21年2月完了予定）
- ・N-2(S)地区 掘削除去工事（平成20年8月着手予定）
- ・N-3(W)地区 建家基礎他解体撤去工事（平成20年6月完了予定）  
ポーリング詳細調査（平成20年6月～10月実施予定）  
掘削除去工事（平成20年12月着手予定）
- ・N-3(E)地区 建屋・構造物解体撤去工事（平成21年1月～同3月実施予定）
- ・N-4地区 掘削除去工事实施中（平成20年6月完了予定）
- ・S-1、2(S)地区 掘削除去工事（平成20年7月完了予定）
- ・S-4地区 原位置浄化工事（平成20年10月着工予定）
- ・グラウンド 原位置浄化実施中（平成22年度以降掘削除去予定）

なお、工事期間中は、騒音・振動対策として防音壁の設置や極力騒音・振動の発生が少ない工法や機械を使用し、更に騒音・振動測定を行っております。埃につきましても、散水をきめこまかく行うとともに、工事現場から出るダンプ等のタイヤ洗浄などを行い埃の抑制に努めます。



#### 4. 今後のスケジュール

工事は、平成24年に完了する予定です。

項目	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
地下水揚水	[Blue bar from 16 to 24]										
グラウンド原位置浄化	[Cyan bar from 16 to 22, labeled 'グラウンド西側(第Ⅰ区画)']										
土壌詳細調査	[Brown bar from 19 to 23]										
土壌掘削除去	[Red bar from 17 to 24, labeled '仮置き土壌搬出 S-3地区']										
浄化確認モニタリング	[Blue bar from 20 to 26]										
原位置浄化(S-4地区)	[Cyan bar from 19 to 26, with '※' at the end]										
建家等解体撤去	[Orange bar from 16 to 23]										
地下水モニタリング(敷地内外)	[Blue bar from 16 to 26]										

全域工事完了予定 全域措置完了予定

なお、S-4地区内の建家は今後も事業で利用する予定であることから、掘削除去法での浄化は行わず、通水洗浄による原位置浄化法を行うこととしております。措置完了時期につきましては、浄化進捗状況を見ながら判断するものいたします。

## Q & A

Q 1 : グラウンドの利用はどうなりますか？

A 1 : 平成 2 1 年度までは、現状の通り東側半分は利用できる予定です（ゲートボール、グラウンドゴルフなどは利用できますが、野球やサッカーの試合はできません）。ただし、平成 2 2 年度からは、西側、東側とも掘削工事を行うため、グラウンド、迂回路とも利用不可となります。

Q 2 : 緑地（社宅跡地）の利用はどうなりますか？

A 2 : 平成 2 1 年度までは、現状の通り利用できる予定です。2 2 年度以降の利用については、南側のグラウンドの浄化工事計画がまとまった時点でご説明いたします。

Q 3 : 浄化対策工事の作業時間はどうなっていますか？

A 3 : これまでと同じ時間で行わせていただきます。

- ・ 作業時間 : 午前 8 時から午後 6 時まで
- ・ 作業休止日 : 日曜・祝祭日

Q 4 : 浄化工事（掘削除去）で発生する掘削土はどうするのですか？

A 4 : 掘削された土壌は構内の土壌置場に仮置きします。その後、汚染土壌は場外搬出し、良質土は埋め戻しに再利用します。

なお、埋め戻し用良質土は量的に不足するために外部から土壌を購入します。

Q 5 : 汚染土壌はどこに搬出するのですか？

A 5 : 土壌汚染対策法で定める「最終処分場」、「汚染土壌浄化施設」、「セメント工場等での原材料としての利用」において適切に処理処分を行います。

お問い合わせ先 : 三菱マテリアル株式会社

大宮総合整備センター「近隣の皆様の相談室」

電話 0120-662-637（フリーダイヤル）

Eメール : k-soudan@mmc.co.jp

作成日 平成 2 0 年 5 月 2 4 日